

練馬区文化芸術振興有識者委員会設置要綱

平成21年5月 1日
21練総文第132号

(設置)

第1条 練馬区(以下「区」という。)の文化芸術の振興に関する施策の方向性等を検討するにあたり、有識者の意見を聴くため、練馬区文化芸術振興有識者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会はつぎに掲げる事項を所掌する。

- (1) これまでの区における文化芸術振興施策の検証
- (2) 文化芸術振興施策の将来の方向性
- (3) 区民との協働等の施策展開のあり方

(構成)

第3条 委員会の構成は、つぎのとおりとし、区長が委嘱する。

- (1) 区内在住の文化芸術関係の評論家 1名
- (2) 区内に所在する大学の教授等学識経験を有する者 3名

(委員長)

第4条 委員長は、区内在住の文化芸術関係の評論家とし、区長が指名する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第6条 委員長は委員会を招集し、会議を主宰する。

(委員会等の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部文化国際課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営につき必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。